

答申情第165号
令和5年7月28日

京都府長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年9月9日付け環循美第66号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

市長表敬訪問に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第265号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和4年4月20日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「まち美化推進課が保有する●●による市長表敬訪問や工事視察に係る市長日程資料のうち、令和4年1月26日以降のもの」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「市長日程資料（令和4年4月14日付）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年5月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第2号に該当

略歴については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

任意団体の構成委員の氏名及び肩書については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

法人担当者氏名及び役職名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。

(3) 審査請求人は、令和4年8月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、●●（以下「本件法人」という。）の代表者及び担当者が市長を訪問するに当たり、市長手持ち資料として、訪問者や本市と本件法人との関係等を記載したものである。

(2) 条例第7条第1号及び第2号に該当することについて

ア 審査請求人は、一部の法人担当者役職名について、代表者等であるものといえることから条例第7条第1号に規定する個人に関する情報には該当しないと主張しているが、京都市情報公開・個人情報保護審査会による令和3年12月8日付け答申第127号（以下「127号答申」という。）において、市長等への表敬訪問に係る文書に記載されている本件法人の代表者又は担当者の氏名及び役職名について、代表者は、支社長又は支店長と特定されていることから、それ以外の役職については担当者とみなしている。

また、代表者に随行したに過ぎない担当者の行為は「法人等の行為そのものと評価される行為」には該当せず、当該担当者の氏名及び役職名については、当該担当者にとっての自己の社会的活動としての側面を有する個人に関する情報であるから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断するとされている。

イ 次に、審査請求人は、一部の法人担当者氏名及び役職名について、インターネット上で発信されている情報であり条例第7条第2号に規定する法人情報に該当しないと主張しているが、127号答申において、企業や自治体が公式サイトを用いて自らインターネット上で発信している情報については、非公開情報と評価することは適当でないと考えられるが、それ以外の情報も非公開情報に当たらないとの主張を認めることはできないとされている。

ウ さらに、審査請求人が公開されていると主張するウェブサイトの情報は本件訪問に関するものではなく、一般的な人事情報と認められる。仮に当該法人担当者が審査請求人の主張する人物と同一であり、かつ人事情報が公にされていると認められるものであったとしても、そのことのみを以て当該法人担当者の業務内容が全て公開される理由とはならず、本件訪問に参加した事実を公開することはプライバシーを侵害するおそれがあるとともに法人の内部情報であり、その事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

エ したがって、一部の法人担当者氏名及び役職名に関する情報について、条例第7条第1号及び第2号に該当する。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 条例第7条第1号及び第2号に該当しないため、法人担当者の役職及び氏名の公開を求める。
- (2) 最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者もしくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、個人に関する情報として非公開事由が規定されていると解するべきではなく、法人等に関する情報として非公開事由が規定されていると解するのが相当であると判示している。
- (3) 福岡高裁平成18年10月19日判決は、所長、幹事長、支店長、支社長、会長、議長、社長、委員長、代表取締役、館長、東京営業所長という肩書は、一般的に当該法人等そのもの又はその支

店や営業所などといった一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されるものということができ、また、副会長、副社長、常務取締役、常務理事、専務理事の肩書は、直ちに独立した組織の長とまでは評し得ないにしても、これに準じる地位にある者に付されるものということができるから、条例の趣旨及び目的からしても、当該個人が上記の各肩書を有する場合には、原則として、当該個人は、法人等の代表者等であるものと推認するのが相当であると判示している。

- (4) 本件法人▲▲は、一定の独立性を有する組織である。本件法人のウェブサイトを参照すると、本社1ヶ所に統いて、支社4ヶ所、工場4ヶ所、研究所3ヶ所の計55事業所が列挙されており、▲▲や京都支社もその中に含まれる。即ち、これらはそれぞれ独立性を有する組織である。

本件公文書においては、表題において「▲▲長」と「京都支社長」が併記されていて、▲▲長の略歴が京都支社長と同様に別紙として添付されていることからすると、▲▲は京都支社とは別個の独立した組織であると認識されているといえる。審査請求人は略歴の公開については求めていないが、両長の勤務歴を比較すると、一方は工場畠、他方は営業畠と異なる分野において昇進を重ねたことが分かる。このことからも両事業所が互いに異なる専門性を持つ独立した組織であることが分かる。

- (5) 本件公文書に記録される▲▲長の役職が、▲▲という実際に一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されているものであることからすると、▲▲長は●●の代表者等であるものといえる。本件公文書に記録される▲▲長による表敬訪問という行為が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であることからすると、▲▲長の氏名及び役職名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえるため、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報には該当しない。

また、■■が2022年4月1日より▲▲長を務めていることは、新聞で報じられていることからすると、条例第7条2号に規定する法人情報にも該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本件法人の代表者及び担当者が市長を訪問するに当たり、市長手持ち資料として、訪問者や本市と本件法人との関係等を記載したものであり、「市長日程資料（令和4年4月14日付）」並びに「別紙1（第1応接室レイアウト）」、「別紙2（略歴）」、「別紙3（略歴）」、「別紙4（本件法人に係る情報）」及び「別紙5（本市と本件法人との関係）」で構成されている。

本件公文書のうち、略歴、任意団体の構成委員の氏名及び肩書並びに法人担当者氏名及び役職名が非公開とされている。

(2) 争点について

審査請求人は、本件処分において非公開とされている部分のうち、本件法人の特定の者の氏名及び役職名（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めていることから、当審査会はその点について以下検討する。

(3) 条例第7条第1号及び第2号該当性について

ア 処分序は、本件法人の代表者又は担当者の氏名及び役職名について、支社長又は支店長を代表者、それ以外の者を担当者と判断したうえで、代表者に随行したに過ぎない担当者の行為は「法人等の行為そのものと評価される行為」には該当しないことから、本件非公開部分は、条例第7条第1号及び第2号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、▲▲長は本件法人の代表者等であるものといえ、表敬訪問という行為が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であることから、▲▲長の氏名及び役職名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえるため、条例第7条第1号に該当しないと主張する。また、新聞で人事情報が報じられていることから条例第7条第2号にも該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般的感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

エ 条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。

オ 最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年1月11日判決では、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当であるから、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報に当たらないと解すべきであると判示されている。

カ 当該判例に照らすと、法人の代表者が市長等を訪問する行為は、法人等の行為そのものと評価でき、そのような行為に係る法人の代表者の氏名及び役職名については、条例第7条第1号に規定する非公開情報には当たらないと解するのが相当であると考えられる。なお、この氏名及び役職名を公開することが当該法人の正当な利益を明らかに害するとは認められないから、条例第7条第2号に規定する非公開情報にも当たらない。一方で、法人の代表者に随行したに過ぎない者の行為は、法人等の行為そのものと評価できず、当該個人にとっての自己の社会的活動としての側面を有する個人情報であり、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するといえるから、当該随行者の氏名及び役職名については条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると考えられる（127号答申参照）。

キ 当審査会において本件公文書を見分したところ、本件訪問は、本件法人の支社に関する組織変更があり、またそれに伴う人事異動があつたため、市長に異動の挨拶を行うことを目的としたも

のであることが認められた。また、このような訪問においては、担当者が随行することが一般的であり、本件公文書においても本件法人の支社長とともに同行した者の氏名及び役職名が記載されていることが認められた。

ク 当審査会としては、本件訪問の目的を踏まえると、訪問者のうち、本件訪問が法人等の行為そのものと評価される行為であると認められる者は支社長であり、その他の者は、本件法人において支社長に同行すべき者として同席させたに過ぎない者であると考える。また、その他の者の行為について、法人等の行為そのものと評価される行為と認められる事情も特に見当たらなかった。

したがって、本件非公開部分は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は本件非公開部分について、同条第2号該当性も主張するが、第1号に該当するものであるから、同条第2号該当性の検討までは要しない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和4年 9月 9日 諒問

10月11日 諒問庁からの弁明書の提出

令和5年 1月10日 審査請求人からの反論書の提出

6月30日 審議（令和5年度第3回会議）

7月28日 審議（令和5年度第4回会議）

※ 当審査会は、諒問庁の職員による審査会での口頭理由説明を行わなくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諒問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）